

大和市告示第137号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市あんしん福祉部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和8年8月14日

大和市長 古谷田



1 送達すべき書類

令和8年度介護保険料決定通知書

2 前項に掲げる書類の送達を受けるべき者

別紙のとおり。

送達を受けるべき者の氏名

No.	氏名	No.	氏名
1	上笹 稔	26	藤原 正典
2	ハーディー 一枝	27	小林 尚人
3	星野 早苗	28	手塚 篤
4	石川 辰夫	29	志水 榮子
5	洲鎌 洋之	30	森下 信幸
6	小森 優子	31	LIN LAI CHING 林 來金
7	采 勲	32	林 善美
8	遠藤 松吉	33	YASUNO IMELDA HANOPOL
9	吉本 一	34	千田 正
10	鋪田 泰子	35	割田 朝雄
11	上山 和夫	36	刈屋 藤男
12	小林 成樹	37	石塚 倫子
13	小林 計	38	長谷川 朋子
14	二見 利光	39	森谷 勤
15	遠藤 司	40	田中 朗
16	中村 和則	41	沢井 律
17	菊池 孝幸	42	岩崎 末秋
18	宮川 美恵子	43	関 典子
19	三堂地 普子	44	FIESTAS QUEREVALU GREGOR IO
20	羽廣 佐智子	45	船木 ゐみ子
21	篠田 安代	46	
22	宮平 剛	47	
23	湯谷 眞三	48	
24	仲田 勇	49	
25	岸本 俊一郎	50	